



2023 JR総連春闘を職場から闘おう！シリーズ⑭

補償措置額の控除・支給終了は撤回ならず！ ベア配分交渉第3回団交（再申し入れ団交）

本部は4月25日、2023年度新賃金配分に関する再申し入れ（『申第20号』）に基づく団体交渉を開催しました。

本部は「補償措置額の控除及び支給終了は、制度に関わるものであり、新賃金配分とは何ら関係がないことだ。補償措置額の控除及び支給終了は許されるものではない。撤回せよ」と主張しました。

会社は、「この間補償措置額を支給されてきた対象となる社員は、他の社員よりも多くもらってきた。新たな調整手当を支給することで、底上げを図ったものであり、基準内賃金の減額とはならない」と回答しました。

また、本部は「このような提案は、3月17日の団体交渉（回答日）で示すべきものだ。だまし討ちだ。2度も詐欺にあった。このようなやり方は問題ある」と抗議しました。

しかし、会社は「基準内賃金に関することなので、この時期に回答したことは問題ない」と言い訳に終始し、対立を確認しました。

本部は、持ち帰り検討としましたが、JR東海ユニオンの即日先行妥結など否定的な現実を踏まえ、これ以上の前進は困難と判断し、4月27日、会社に妥結通告を行い、交渉を集約しました。

不満を表明し、交渉集約